

スザンナ・ウェスレーの「教育論」の成立

鈴木健一

序

A. メソジスト運動と教育

メソジストは、教育を重んじた。ジョン・ウェスレーは晩年の説教「家庭宗教について」(1783)の中で、ルターはリバイバルが一世代(30年)以上続かないと嘆いた。しかし、メソジストは家庭宗教をなおざりにしなかったので、「神を讃めよ、われらの例に関する限りこの言葉はあてはまらない。1729年に始まって以来、すでに五〇年以上続いているからである。」と述べている¹。

家庭宗教の中心には当然、子どもを敬虔に教育することがある。そしてジョン・ウェスレーの場合、この「教育」には、10歳まで母スザンナから受けた実際の「教育」と、彼女の書いた「教育論」とが、重要な部分を占めていた。そしてこの実際の教育は、よく指摘されるようにピューリタンのものであった。しかし教育論の方は、ホーリー・クラブ時代のジョンやチャールズとの対話の中で書かれたもので、対話の影響で「実際の教育」が幾分デフォルメされたものではないか、とも思われる。

¹ ジョン・ウェスレー標準説教 I 『富と家庭』所収 日本ウェスレー出版協会 1973 9頁、Sermon 94 'On Family Religion' (1783) , *The Works of John Wesley* , p333ff.

B. 研究の動機

筆者は、インマヌエル大宮キリスト教会で 19 歳（大学浪人）の時信仰を持ち、インマヌエル総合伝道団の創設者蔦田二雄先生から洗礼を受けた。現在 68 歳で、教会生活は間もなく 50 年になろうとしている。信仰生活の出発点から、18 世紀イギリスのジョン・ウェスレーとメソジスト運動について知らされ、新生や聖化について体験的に教えられてきた。

大学に入ったのは 1960 年、安保闘争の最中であつた。1966 年 26 歳の時、米国のディサイプルス系のミッションスクールである女子聖学院中学校高等学校に勤務するようになった。冷戦構造の真只中で、文部省の右よりの教育行政と日教組の左よりの教育政策とがぶつかり合い、私立学校の教師もどちらかに偏らないでは生きていけない観があつた。女子聖学院にも労働組合ができ、数年たつと組合長をすることになった。教師という職業や労働問題を理解するにも、唯物史観に立つマルキシズムに全面的に依存するわけにもいかず、マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』² を懸命に読んだ。ここで、ピューリタンに触れた。

聖学院には、ピューリタンの研究者大木英夫先生がおられて、ピューリタニズムと人権思想が深く関係していることを学んだ。イギリスのピューリタン革命で培われた人権思想がアメリカにわたり、独立戦争が起こり、修正憲法ができた。この人権思想はフランス革命にも影響を与え、第二次大戦後の日本の憲法にも大きな柱となっている。そして、戦後の教育を根本的に規定している教育基本法は、憲法の基本的人権の思想の実現を目的としている。聖学院に 39 年間奉職しているうちに、このような思想が形成された。

定年が近づいた 63 歳の頃、スザンナ・ウェスレーの「教育論」に目が止まった。スザンナは 17 世紀から 18 世紀にかけて生きた人で、ピューリタンの家庭に生まれ育ち、13 歳で国教会に移り、晩年にはメソジスト運動にも参加している。そして、その教育論はすこぶるピューリタンのものである。しかも、ジョン・

² マックス・ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』大塚久雄訳、岩波文庫、1989 年

ウェスレーが広めたことによってメソジスト運動とも深く関わっている。まさに私が研究すべきであるテーマと思った。

C. プューリタニズムの思想 ―相互的契約神学

教育論は、「本文」と「内規」に分けられる。本文が、ピューリタニズム的な訓練や訓戒、いわゆるディシプリンである。内規には、子どもの主体的な反応が見られる。子どもたちとの対話が「約束」という概念をめぐって展開されており、ディシプリンの発展的な様式を示す貴重な資料である。そしてここに、ピューリタニズムの思想が一層息づいている³。

一般にメソジスト研究の立場からピューリタニズムを考える時、ピューリタンの神学が予定説を強く主張するカルヴィニズムであるとして、論じられることが多い。しかし、17世紀のピューリタン神学では、予定説はあっても前面には出ず、代わりに契約思想が中心となる⁴。しかもそれは、信仰者の主体性を重んじる相互的契約神学であった。1590年代、ピューリタンは政府と国教会による弾圧下で、地下運動をせざるを得なくなった。午前中は国教会の礼拝に出、午後は少人数の自主的な集まりを持つ。その中で彼らは、神への応答として、自己の生活を主体的倫理的に生きるようになった。さらに、彼らの相互的契約神学は教会内部に止まらず、家庭改革の思想となり、王と人民との間および市民同士の社会契約思想にまで発展していく。わが国においてこのことを指摘したのは、大木英夫著『ピューリタニズムの倫理思想』（1966）⁵である。この

³ 「教育論」は以下から、山口訳を参考にして、鈴木が訳出したものを引用している。Charles Wallace JR., *Susanna Wesley The Complete Writings*, (New York, Oxford University Press, 1997) . John Wesley, *The Works of John Wesley, Volume I*, (the Wesleyan Conference Office, London , 1872) pp. 387~393. ジョン・ウェスレー『標準ウェスレー日記Ⅰ』山口徳夫訳 イムマヌエル総合伝道団 1984 第二巻、317―323頁

⁴ スザンナも、厳格なカルヴィニストによって主張される予定の教理には明確に反対し、学生時代のジョンに書き送っている。1725年8月18日付、C.W.p112

⁵ 大木英夫著『ピューリタニズムの倫理思想』新教出版社、1966。大木は次のように述べている。「近代的契約社会の発生は、改革派的な世俗社会全体に対する信仰的関心を持ちながら、アナバプテストの要素を取り入れた教会契約によって教会を世俗社会から制度的に区別する、それと同時に社会をも積極的に契約的に理

相互的契約神学とその発展を念頭に置くと、スザンナの教育論が大変理解しやすくなる。

I. ディシプリン

当時家庭の形成は妻の仕事であった。スザンナの教育の目的は、子どもが神を信じる者として生活するようになることであった。それは、親の「敬虔と理性」に従うことによって、可能になるとした。訓練は意図的、方法的であり、きわめて組織的であった。

A. 敬虔と理性のモデルとしてのスザンナ

子どもの教育の前提として、母スザンナ自身が神の御心に適うべく、生活を可能な限り合理的にする、自己吟味的な生き方をした。彼女は十数名の子どもを育てながらも、個人的なデボーションの時として、朝晩の一時間と昼の短い時間とを持っている。その時の瞑想の記録ともいえるべき、日誌の断片が多数残っている。彼女は、密室での祈りに基づく家事や子どもの教育を、召命 (calling) とした⁶。ここにまず、信徒の主體的倫理性を重んじる、ピューリタンの相互的契約神学の伝統が現われている。このあたりのことは、「相互的契約神学」という言葉は使われていないが、ジョン・ニュートンの *Susanna Wesley and the Puritan Tradition in Methodism* に、明快に述べられている⁷。

解するという独特の契約思想から出てくるのである。」(p.164)

⁶ スザンナは子どもの教育を召命として厳格に為したのであって、彼女自身はごく普通の感情を持った婦人であったと思われる。ジョン・ウェスレーはこんなことを記している。「この八十年の間に私は、どのように孫を管理してよいかを心得ている婦人に一度も会ったことがない。自分の子供たちをよく管理した私自身の母親も、一人の孫をも管理できなかったのである。」説教「子供の教育について」、『富と家庭』所収、日本ウェスレー出版協会、55頁

⁷ John A Newton, *Susanna Wesley and the Puritan Tradition in Methodism*, (London Epworth Press, 2002, Second Edition) . メソジストの研究史におけるピューリタニズムの影響の研究は比較的新しく、1960年代に本格化した。R.C.モック著“*John Wesley His Puritan Heritage*”1966 が名高いが、上記のニュートンの著書も初版は1968年であり、この時期の労作である。(馬淵彰「ウェスレーとピューリタン」

B. 生活と学習とにおける訓練

「敬虔」を身につけさせるために、子どもは、「話したり歩いたりできるようになる前から、安息日は他の週日とは異なることを弁えさせられ、家族の祈りのときには静かにすることが教えられました」とある。敬虔は、家庭生活のあらゆる場面で学ばれる。

(1) 規則正しい生活（行為）

生活を合理的に制御させることがまず目指された。「子どもたちには生まれたときから、肌着を着たり脱いだり着替えたり等といった自分でできるようなことでは、いつも規則的な生活方法をとらせました。」とある。生活の「方法（method）」を身につけるのは、自分の身体を自ら制御できるためであり、規則が内面化すること、すなわち理性的になることでもあった。三回の食事や夕方家庭礼拝、続く着替えや就寝についても、時間が厳守され、規則正しい訓練がなされている。

(2) 言葉づかい（生活の中での言葉）

見逃せないのは、言葉づかいの訓練である。子どもたちに「礼儀正しく物を言うこと」を教え、女中に頼むときも「これこれの物を下さい」と言わせた。身についた言葉は内面化されて心を形作る。当時の階級社会において、目下の者の人格を同等に扱うことを教える貴重な機会であったに違いない。後にジョンやチャールズが下層階級の人々の中にごく自然に入って行かれた素地は、このようにして形成されたのではなかろうか。（パール・チルコットの言うならば、女性を差別的に見ない教育を受けたのだとも言えよう⁸）。

敬虔に関する言葉の学びとして、「言葉が話せるようになるとすぐ、主の祈りを教え、起きた時や床に入る時にいつも唱えさせました。大きくなるにつれて、両親のための短い祈りと、短い教理問答、聖書のある部分に加わりました。」と述べられている。またその消極面として、「神さまの御名を軽々しく使うこと、呪ったりバチ当りなことを言うこと、不敬虔、猥褻なこと、粗野なこと、無作

『ウェスレー・メソジスト研究 4』所収、教文館、2003)

⁸ Paul W. Chilcote, *She Offered Them Christ*, Wipf and Stock Publishers, (Eugene, Oregon, 2001).

法な呼び捨て」などが禁止された。神との関係も、言葉によって成り立っている。敬虔な言葉遣いの訓練が、敬虔な人格を形づくる。

これは、生活の中で瞬間的に生まれては消えていく話し言葉の世界である。生まれてから三歳くらいまでの子どもを見れば明確であるように、読み書き以前の言語世界である。教科(学問)の学習は、この話し言葉を基盤にして成立する。戦後日本の教育に大きく欠けてしまったのは、訓練の分野であり、特に家庭や学校における話し言葉の訓練であろう。

(3) 読み書きの学習

さらに、五歳を超えると文字の読み書きの学習がなされた。家庭における学校である。学習方法は、母親と一対一の繰り返しによる訓練が中心であった。頭脳の知的な訓練(知性を形作ること *To inform the understanding*)こそが、理性的になる重要な手段と考えられた(スザンナは、ロックの『人間知性論』⁹を熟読している)。週に一日 6 時間が一人の子どもに用意された時間であり、スザンナは一週間通して相手をしている。

C. 宗教教育の基礎

(1) 親の理性と敬虔に従う

訓練のポイントとして、「子どもの心を形成するには、その意志を征服することが第一になされるべきです。そうすれば従順な気質となるでしょう。」とある。教育は知性以上に、意志をめぐってなされた。スザンナは人間の自由意志を尊重した。ここは、子どもが親に「意志を征服」され「従順な気質」となること自体が目的だったととるべきではない。「これは宗教教育の唯一の強力な合理的な基礎だからです。このことが徹底的になされると、子どもは親たちの理性と敬虔 (*the reason and piety*) によって治められ得ましようし、遂には子ども自身の知性が完全に発達して、宗教の諸原理が心に根付くようになります。」とある。敬虔は知性と結びついて捉えられている¹⁰。子どもは自らを理性的にコン

⁹ ジョン・ロック『人間知性論(一～四)』(1690)大槻春彦訳、岩波文庫、1972

¹⁰ 「理性と敬虔」 山口訳のように「理性と信仰」と訳してもよいが、こと教育の問題であるので、信仰者の姿やその醸し出す雰囲気を表す「敬虔」とした。スザンナがわざわざ「理性と」と言ったところに 17 世紀および 18 世紀の英国の信仰

トロールするためにこそ親に従うのであり、神の前に自覚的に立つための従順であった。

しかし、「その意志を征服すること (conquering the will)」という言葉はかなり強烈である。そのためには「むち打ちの折檻」も辞さなかったともある。後にこの部分が強調されて受け止められ、彼女の教育論はかなり誤解されたのではないか、と思われる。しかし、続く文章を丁寧に読むと、「我意をはること (self-will) がすべての罪と惨めさの根」とあり、「私たちの現世と永遠の幸福の一つの大きな障害はこの意固地さ (self-will) なのですから」とも言っている。すなわち、征服されるべき意志とは、「我意をはること」「意固地さ」ととるべきであることが分かる。

(2) ジョン・ロックの「教育論」から

スザンナはジョン・ロックの『教育論』¹¹ から深い影響を受けている。上記の解釈は、ロックの『教育論』に「強情なこと、片意地に従順にならぬことは、腕力に訴え、殴ってでも制圧されねばなりません。これに対しては、他に方法がないのです。」(78) とあるのと同じである。さらにロックの次の言葉は、従順と理性に関するスザンナの意図をも良くあらわしている。

41 子供が小さいときには、両親を自分の主君、絶対的な監督者と看做し、そういうものとして両親を畏敬する。そして成人になると、子供は両親を最良の友とも、また他にない確かな友とも考え、そういうものとして両親を愛し、尊敬する。

「友」とは自立した対等の人格である。ロックはこのような教育をピューリタンの父親から受けたと、晩年告白している。子どもの自立を目指すこのような教育が、ピューリタンの伝統にあったのである。スザンナは三人の息子が大

者らしきがある。

¹¹ ジョン・ロック『教育に関する考察』(1693) 服部知文訳、岩波文庫、1967
ジョン・ロック (1632~1704) の父も母も長老派のピューリタンの家の出であった。そしてロックは、幼少期 (1630年代) に父親から、引用と同じような教育を受けたといわれる。すなわち、ロックの教育論もピューリタンの伝統を受け継いだものなのである。梅崎光生「ロックの生涯」(ジョン・ロック『教育論』、明治図書、1966 所収) によると、ロックの死後、世話をしたマシャム夫人が語ったと言われる。

学生になっても又成人しても、内容の濃い文通を続けたが、この時の彼女はまさにロックの言う「最良の友」、「他にない確かな友」であった。16歳の長男サムエルへの手紙の末尾には、‘Your faithful Friend and mother Susanna Wesley’ と署名がある。子どもたちが友となって親と対等に語りあえるようになるための教育をスザンナが意図していた、と捉えることは間違いないであろう。

(3) “conquering the will”をめぐって

しかし、それではなぜスザンナは“conquer”という強い言葉を使ったのであろうか、という疑問は残る。その疑問に答えるには、「教育論」の成立事情を考えなければならない。

彼女の教育論は、ジョン・ウェスレーの『日記』(1742.8.1)の中に、ジョン宛の手紙(1732.7.24付)として残された。スザンナは長男サムエルを結婚の翌年1690年に生んでいる。19番目の末子ケズィアは1709年の誕生であり、彼らは10歳ぐらいまでは家庭で教育されたので、その教育の実践は大雑把に言って1690年から1720年くらいの間である。その教育論を1732年に書いたということは、最後の教育が終わってさらに10年以上経っており、60歳を超えて記憶の衰えた彼女が、思い出して書いていることになる。

また文章の量の少なさから見ても、その教育論は行われた教育のすべてではなく、かなり要約されたものであった。そして、その要約はその時点で強調したかったものによってデフォルメされたものであったと思われる。そのデフォルメは、ジョンとの文通の影響によるものではなかったろうか。

「教育論」を書いた1732年とは、ジョンやチャールズがホーリー・クラブの活動の頃である。彼らは、自己否定と他者への愛の働きかけにいそしんでいた。そしてそこから生じてくるさまざまな問題を、母スザンナに手紙で相談した。スザンナの手紙には、彼らの禁欲的生活に対する基本的な賛成と、行き過ぎに対するアドバイスがある。このときの彼らの自己否定のあり方と、子どもの宗教教育のための「わがままの征服」という方法とが同一視され、混同されたことが考えられる。例えばチャールズは長男が生まれた時、妻への手紙の中で“cross the will”という言葉を使っている¹²。これは、チャールズの信仰者と

¹² Newton, *op.cit.* p. 115.

しての内面を表す言葉ではあっても、子どもの教育の表現としては不適当に強すぎる。スザンナも、彼らの熱心な敬虔の修行の意識に引きずられて、“conquer the will”と言ってしまったのではなからうか。今後の研究に値しよう。

Ⅱ. 約束の教育 1

17世紀のイギリスにおいて、人の主体性を重んじる相互的契約神学は、人と人との間の社会契約として展開していった。スザンナの家において、子どもの積極的な意志が尊重された。それ故、神とスザンナの間における相互的契約が、母と子どもとの間の「約束」として、さらには子どもと子どもとの間の「約束」として展開していく。

八カ条の内規初めの五カ条は、従順の訓練の中で発生した出来事とその処理に関することであるが、ここに母と子どもとの「対話」が記録されている。有無を言わせぬディシプリンの実践の中で、子どもの主体性を尊重するようになった貴重な記録である。

A. 約束による教育の発生

彼女は、子どもたちが懲罰を恐れるあまり、嘘をつくようになったことに気づく。嘘をつくことが慣習化する恐れすら感じられた。そこで、第一条「罰せられるような罪をおかしたものは、正直にこれを告白して、改めることを約束するならば、打たれない」という、子どもの側も納得できる規則が作られる。すると子どもたちは嘘をつかなくなった。それまでは「命令と服従」の関係だったのが、子どもの意志を尊重するこの修正によって親子相互の「約束」の関係となり、「規則」に対する自発的な行動が生まれたからである。

また第四条。約束を守ると「褒められ、ご褒美が与えられ」、すなわち祝福が加えられて、主体性は増幅される。一般に、教育には「約束」と報酬の「喜び」が欠かせない。

以上は子ども特有の弱さや素直さの発見であり、大人とは異なる子どもという存在の発見でもあった。彼女の場合この発見は、子どもを神から預けられた人格であるという信仰者としての姿勢から生まれた、と考えられる。(アリエス

著『子どもの誕生』によれば、西ヨーロッパにおける 17 世紀は、子どもという存在を発見した時代でもあった)¹³。

B. 親の側の自己規制

さらに、親と子との相互の「契約」であるためには、内規3に「もし改めるならば、後にそのために決して非難されることもありません」とあるように、親自身も勝手に罰しないように自制しなければならなくなる。この親の自己制限と裏腹に、子どもの自由が保障されるわけである。特にこの時、自制する中で示される親の理性的な態度が、モデルとして子どもの前に提示されることになる。この相互性が、理性的で自己責任をもつ人間に育てる。規則が内面化するの、このような教育的対話の過程による。以上のようにして、神と人との契約関係が、親と子との関係に転用されたのであった。

C. ディシプリンからアカウントビリティーへ

ここでの子どもの主体性は、親との約束に対する応答的責任性、すなわちアカウントビリティーである。藤本満は、『キリスト教と人間形成』¹⁴ 所収の「ウェスレーによる『人間形成』論」において、ジョン・ウェスレーの成長における「ディシプリンからアカウントビリティーへ」の重要性を指摘している。スザンナによる家庭教育をディシプリンと捉え、ジョンが二十二歳で聖職者を目指すに当たって、アカウントビリティーに目覚めたとする。しかし以上の考察から、同質の過程が、原始的な形ではあるが家庭教育の中にすでにあったと言えよう。

D. ディシプリンの教育から約束の教育へ

さて、約束の教育は、ディシプリンの教育という基盤の上でのみ可能である。約束に生きるには子どもの主体性が必要であるが、そのためには身体や心を自分で統御できる力がなければならない。その力が訓練で養われる。

¹³ フィリップ・アリエス『＜子供＞の誕生』、みすず書房、1980年

¹⁴ 青山学院大学総合研究所『キリスト教と人間形成』、新教出版社、2004年

憲法の言う基本的人権の実現を目標にした戦後の教育は、子どもの自由意志を尊重する教育であり、いわば約束の教育が期待されたといつてよい。しかし、現代の若者たちの数々の非行や犯罪を見ると、大きな欠陥があったのではないだろうか。子どもにアカウンタビリティーが成立しないのである。家庭や学校（特に幼稚園や小学校）において、ディシプリンの教育を軽視して約束の教育を強調したところに最大の欠陥があったのではないか。戦前の、あまりに訓練的な教育に対する反動から、このようになったとも思われる。

Ⅲ. 「約束」の教育 2——「ものの所有」と自我形成

相互的契約思想は、内規の6と7に述べられている「ものの所有」の教育の中に一層明確に現れている。スザンナの教育論を読んだときこの箇所がまず目に留まった。ものの所有の教育を具体的にこれほど明確の述べたものを、見たことがなかった。ここに、戦後の教育がほとんど考えてこなかった側面が現われている。

A. 現代の子どもの所有観

(1) 私たちの地球

筆者は、大学で地球物理学（地震学専攻）を学び、女子聖学院では理科（物理や地学）を教えた。クリスチャンとして理科を教えることはどんな意味を持っているのか、という問いがいつも心あった。自然科学は、人と「もの」との関わり合いの学問である。そして近代社会では、科学技術の発達が運命的になった。ところが現実の理科の授業は、自然科学をそのまま教えれば生徒の発達に寄与する、と無邪気に信じているかのようであった。知性の開発そのものを善と考えた。科学を目的論的に捉えるのは、邪道とすら思われた。（原爆投下によって科学と幸福の関係が問われたが、理科教育には入ってこなかった）。

しかし時代は進み、公害の問題をきっかけとして環境問題が取り上げられるようになった。フロンによるオゾン層の破壊や二酸化炭素の排出による地球温暖化など、しだいに地球規模の環境問題が浮かび上がってきた。科学を学ぶのは何のためかと問われるようになった。そこでは、知性以上に意志が深く関わ

る。「地球を所有する」ことが問題となる。「私のもの」という個人的所有の意識から、「私たちの地球」という共同体的な所有の意識を持てるまでに育てる教育が必要になった。ある惑星物理学者が「地球はレンタルである」といったが、興味深い¹⁵。人類は地球を一時的に預かって管理している存在だと思わせるからである。「私たちの地球」のいう時の「私たち」には、聖書のいう管理者精神、スチュワードシップが欠かせないのではないだろうか。

(2) 少年非行——所有観の欠如から始まった

他方近年、子どもにとって「ものの所有」ということが、ひどくあいまいになってきた。筆者は、1970年代の終わりから80年代にかけて、女子聖学院において生活指導を担当した。警察の少年課の刑事や他校の生活指導の教師と連携を取らざるをえなくなり、東京中の盛り場での子どもたちの実体に触れるようになった。その頃から万引きが流行り始めた。商店が万引きによってつぶれ、社会問題となった。貧しいから盗むというよりは、目の前にほしいものがあるから気軽に盗る。遊び型非行と呼ばれた。学校内でも、忘れ物が多くなった。失くしても取りに来ない。黙って他の人の教科書を使い、返さないでその辺に放って置く。豊かさのなかで、人のもの、自分のものといった所有感覚が恐ろしく希薄なのである。「私のもの」と言う時に育つ「私」という自我の意識が、育たなくなった。十戒の「盗んではならない」の現代的違反である。

80年代の後半に入ると、性非行が目立ち始めた。女子が活発になった。ブルセラショップという店ができ、女子高校生が自分のセーラー服を売りに行く。エスカレートして、下着まで売りにいく。衣服は、自分の所有物であるが、自分の身体の延長、一部といってよい。補導されても悪びれもせず、「私のものなんだから、お金が儲かるし、別にいいじゃん」と言って、少年課の刑事さんを唾然とさせる。身体の一部のような衣服を売れた少女たちは、90年代に入ると身体そのものを売るようになった。援助交際である。「姦淫してはならない」という戒めがこのように破られていった。

90年代半ばからは、少年の自殺が相次ぎ、殺人が頻発した。「殺してはならない」の戒めが軽々と破られるようになった。人を殺しても、何処まで本当に

¹⁵ 松井孝典『巨大隕石の衝突』、PHP新書、1998、216頁

悪いと思っているのか分からない。大きなピークは、1997年の神戸少年殺傷事件であった。中学三年生14歳のあの少年Aは、仲良しの6年生の知恵遅れの男の子を殺し、その首を切って学校の正門に置いた。その前段階では、スイカやかぼちゃとどう違うのかと、近所の少女をナイフで刺してみている。身体をこのような形で試さなければ実感できない、精神の極限状態である。彼は、自分が魔物に動かされており、自分でもどうしようもないのだ、とまで書いた。今年6月、秋葉原で無差別の殺傷事件を起こした若者は24歳、神戸の少年Aと同年である。

(3) アノミー (不法)

子どもたちの心から、「盗んではならない」「姦淫してはならない」「殺してはならない」の順番で、根本的な律法が消えてゆき、アノミー (不法) の状況が出現した。その走りが、ものの所有に関わる「盗み」であった¹⁶。

「この自動車は僕のものだ」「これ私のお人形よ」という、まわりの他者に対する自己の所有の宣言は、「僕」「私」という自我を強め、自我を形成する。この時、所有の「仕方」が「私」の形成の「質」に関わっている。アノミーはこの道筋を破壊する。

(4) 「所有の教育」の不在

ブーバーは「我と汝」という関係から、聖書にも通じる深遠な思索を展開し

¹⁶ 子どもたちの所有感の希薄さの原因は複雑である。わが国において1960年代に始まった核家族化と少子化がこの背景にあることは確かであるが、子どもたちの内面形成に関わる問題として、次のような考察も欠かせない。アノミーは本来聖書の言葉である。アノミーがどこまで行っても満たされない消費行動と結びついているとの社会学的な指摘は、エミール・デュルケム (1858~1917) によって、『自殺論』1897の中で初めてなされた (宮島喬『デュルケム 自殺論』有斐閣新書、1979)。いわゆるバブル経済を中心とした20年間は、わが国が戦後の生産主導の社会から消費社会へと社会構造が大きく変わりつつあった時代である。子どもたちの小遣いも企業が放っておけない額になった。原宿に代表される子ども相手のファッション・グッズの店が盛んになり、そこで万引きが盛んに起こった。華やかに消費に舞うがごとき子どもたちの生態を解明しようと、ジャン・ボードリヤール『消費社会の神話と構造』(紀伊国屋書店、1979、原本1970)が読まれた。現代の消費は、使用価値よりも付加価値を求める。情報化によって付加価値は際限もなく拡大し、アノミーが限りなく増大する。

た。「人格」を重んじたこの思索から、キリスト教教育を考えたものは多い。しかし、そこには「社会」が入ってこない。大木英夫は、この関係に「彼」という存在を入れることによって社会を、そして「人権」を考えることができる、と述べた¹⁷。この人権思想によって、人と人との間に介在する「もの」を「財産権」として扱うことができるが、キリスト教教育の世界ではほとんど取り上げられていない。

マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』が言うように、「ものの所有」を契約的な視点から人権の問題として捉えたのが、17世紀のピューリタンであった。ここに真の近代的所有の始まりがある。そして、教育においてこの観点を明確に述べたのが、ピューリタンの家庭で生まれ育ったスザンナ・ウェスレーであった。

B. 所有することの正当性

「教育論」の内規6と内規7がそれである。スザンナは内規6において、財産権の尊重が社会正義の中心的な課題であるかのように述べている。

6 その子の持ち物 (propriety) は、冒すことのできないものとして守られなければなりません。それが一枚の小銅貨とか一本のピンとかの程度の価値しかないどんな些細なものでも、他の者の財産 (property) を侵すのを誰に対しても許してはなりません。少なくとも持ち主の同意を得ることなしに、取り上げてはならないのです。この規則は、子どもの心にいくら繰り返してもしすぎることは決してありません。親や監督者がそうしていないことから、世間で見られるように、正義を恥ずかしげもなく無視することが促進されてしまうのです。

ものの所有に拘ることはそれまで、キリスト者にふさわしくないとわれてきた。しかし、ここでスザンナは、人がものを所有することを当然のこと、正しいこととして議論を進めている。この背後には、王であっても市民の財産を犯すことはできないという、ピューリタンの人権 (生命、自由、財産の権利) の思想が息づいている。

¹⁷ 大木英夫『新しい共同体の倫理学 基礎論 上』、教文館、1994、193-201頁

教育の世界ではしばしば、科学や芸術におけるように「もの」は単なる知性や感性の対象として扱われやすい。しかしここでは、ものの所有を介して他者との関係を含む意志の問題として捉えられている。子どもたちが「これは僕のものだ」と主張して取り合いをすることは、「財産」の問題であり、個人の「所有権」の問題なのである。「もの」は所有者である子どもに属する固有の「価値」である。価値に関わる故に、意志に関っている。だから、その権利を侵さないことがその子の意志、人権を尊重することであり、親や監督者たちが守らせるべき社会的な正義であると言うのである。

C. 所有権と意志

以上のような所有に関する姿勢は、子どもたちの間の約束事となり、ルールとなって、さらに内規7のような社会契約的な関係を生み出す。

7 約束 (promises) は厳しく守られるべきです。一度贈り物が与えられてしまったら、その権利は贈ったものからは離れてしまい、取り戻すことはできませんし、与えられたものの側の自由裁量 (the disposal) に委ねられます。そのことが常になされていないと、債務的な契約関係という状況 (the condition of obligation) が形づくられません。

自分のものは人にあげることができる。しかし一度他の人に渡したら、自分の意志だけで取り戻すことはできない。それは相手の処分 (自由裁量) に任せられ、相手の同意が必要とされる。スザンナはこのことを、「約束」だと言い、「契約上の義務」であると言う。いかにもロック的な社会契約的表現である¹⁸。

¹⁸ スザンナは臣従拒誓者的な思想を持っていた。王のための祈りについて夫サムエルと衝突した時、臣従拒誓者たちの代表ヒックスに相談の手紙を書いているほどである。そして、臣従拒誓者たちの社会倫理観は、中世的な有機体説に基づいたもので、1688年の名誉革命後もロック的な社会契約説は採らなかつたといわれる(岸田紀『ジョン・ウェズリ研究』、ミネルヴァ書房、1977)。確かにスザンナは、あれ程ロックの『人間知性論』を読み込んでいるにも拘らず、社会契約思想を展開したもう一つの主著『統治論』を取り上げていない。しかし、この「内規」にいられているスザンナの所有観は、明確にロック的な社会契約によるものである。名誉革命後の英国の知識人の間では、社会契約的な思考は既にかかなり常識化

さて、以上の教育が可能なのは、「両親と監督者たち」次第である。スザンナは、10人の子どもを10歳ぐらいまで教育し、混沌としたものの取り合いを調整したに違いない。先ず権威ある言葉をもって、その所有は正当なのだと本人を安心させ、周りの子どもたちにも理解させ約束させる。しかし、調整する言葉には、彼女の思想が含まれている。用語に顕著に示されているように、相互的契約神学から生まれた社会契約の思想がそれであった。

さてでは、所有する個人はどのような姿勢で「もの」に対したらよいか。スザンナはそこまで述べていないので、ジョン・ウェスレーの場合から考えてみよう。

D. 管理者精神

ものの所有は、大人の場合、金銭を中心とした富の問題となる。母から以上のような教育を受けたジョン・ウェスレーは、所有を悪とは考えない。有名な説教「金銭の使い方」¹⁹の中では、「できる限り儲け」「できる限り蓄え」「できる限り与える」ことを勧めている。この勧めは、職業を召命 (calling) と考えることと深く結びついている。職業を通じて得られたものは、所有権の持ち主である神から委託されたものであり、人は本質的には所有者ではなく、その管理者 (a steward) なのである。管理者精神 (ステewardシップ)こそが、ものの所有に関してもっとも必要とされるキリスト教的精神に他ならない。

結語：契約と祝福

以上のスザンナの教育が、エペソ6：4の「父たる者よ。子どもを怒らせないで、主の薫陶と訓戒とによって、彼らを育てなさい。」によっていることは明らかである。特に主体性の尊重は、子どもの自然な成長を妨げないようにという「子どもを怒らせないで」という言葉にこめられていよう。では、約束の教

していたのではないだろうか。

¹⁹ 「金銭の使い方」(1770)『ジョン・ウェスレー説教53(下)』所収、№50、イムマヌエル総合伝道団教学局、1997

育についてはどうか。

先述の『キリスト教と人間形成』所収の大島力の論文「族長物語（創世記十二～五十章）と人間形成」が興味深い。大島によれば、そこで「共通して見出されるキーワードは『祝福』である」という。そして、「救い」と「祝福」とを区別して、『祝福』は神の行為としてだけではなく、きわめて日常的な人間の生活の場面で認められる継続的な行為であると解明した。また、祝福とは「此岸的な様々な領域における生産力を意味し、「生きる力」「創造力」「平和」「他者との連帯」であるといい、「教育とはそのような『祝福への招き』と捉えることができる」と、明確に述べている。大島は触れていないが、教育についての根源的な聖句である十戒の第五戒（出エジプト 20：12）は、正にこれに相当する。その戒めと約束と祝福について、パウロはエペソ人への手紙（6：1～3）でこう解釈した。

- 1 子たる者よ。主にあつて両親に従いなさい。これは正しいことである。
- 2 「あなたの父と母とを敬え」。これが第一の戒めであつて、次の約束がそれについている、
- 3 「そうすれば、あなたは幸福となり、地上でながく生きながらえるであろう」。（口語訳）

約束に主体的に関わらせる教育は、子どもの現世の幸福と長生き（健康）に関わる、信仰的な業なのである。スザンナは、子どもたちが約束に積極的に参加した時に褒めてやり、褒美を上げているが、ことの本質に触れている。目の前の具体的な喜びを与える中で、永遠につながるような生涯の幸福をしだいに悟らせていくのが、約束の教育だからである。

（元女子聖学院中学校高等学校教頭・元聖学院小学校校長）